

# 米国の天然ガス・LNG 輸出規制と問題点

滝井 光夫 *Mitsuo Takii*

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員  
桜美林大学 名誉教授

## 要約

米国エネルギー省は1938年天然ガス法を根拠に天然ガスおよびLNGの輸出を規制している。この輸出規制はそもそもGATT違反のはずだが、問題は他にもある。エネルギー省は、内国民待遇を規定したFTAを米国と締結した国への輸出認可申請は無条件かつ迅速に認可するが、FTAを締結していない国へのそれは、米国の「公共の利益」に適合するか否かを多角的に審査し、申請が認可されるまでに2、3年かかっている。輸出先によって審査方法を変えるのは、GATTの無差別原則に反する。シェール革命によって天然ガス生産は飛躍的に拡大し、2020年から米国は天然ガスの純輸出国になるとみられ、連邦議会も輸出規制の是正に動きだしているようだが、日本や欧州などから米国に問題の是正を求める動きはみられない。米国の天然ガス法に沿ったFTAを米国と締結するのではなく、米国の法制度の是正こそ肝要である。本論は、天然ガス・LNGに係わる米国の輸出制度を検討し、その問題点を明らかにする。

1. 天然ガス純輸出国への転換      の『2013年エネルギー見通し』  
米エネルギー情報庁（EIA）発行      (AEO2013)<sup>(1)</sup>によると、米国の天  
然ガス生産は2011～2040年に年率

1.3%で増加して、2020年には生産量が消費量を超え、米国は天然ガスの純輸入国から純輸出国に転換する。その後も輸入の減少（輸入先は主にカナダ）と国内生産の拡大が続くため、純輸出量は2020年の0.14兆立法フィート<sup>(2)</sup>から2040年には3.55兆立法フィートに25倍も増加する。

パイプラインによるメキシコ向け輸出が輸出増の大半を占めるが、2017年には米国本土（アラスカ州とハワイ州を除くいわゆる the lower 48 states）で生産されたLNG（液化天然ガス）のメキシコ以外への輸出も本格化する。この結果、2027年には米国本土からのLNG輸出量は年間1.6兆立法フィートに達すると見込まれる。

アラスカ州のLNG生産拠点は太平洋側のクック湾に面したキーナイにある。キーナイは連邦政府が1967年4月に認可し、生産されたほぼ全量のLNGは主に日本向けに輸出されていたが、2013年3月末で認可が

期限切れとなった。しかし、エネルギー省は2014年4月14日、年間400億立方フィートの輸出を認可し、現在はコノコフィリップス・アラスカ社が生産、輸出に当たっている<sup>(3)</sup>。

米国産天然ガスとそれを原料とするLNGの輸出が今後増大するのは、ひとえにシェール・ガスの生産拡大によるものである。2011～40年に米国の天然ガスの生産は44%増えるが、シェール・ガスの生産は2.13倍となり、天然ガス生産に占めるシェール・ガスの割合は2011年の34%から2040年には50%に達する（AEO2013）。

地理的にみると、米国産LNGの生産、輸出プロジェクトはアラスカ、オレゴン、メリーランド、ジョージアの4州のほか、メキシコ湾岸のミシシッピー、ルイジアナおよびテキサスの3州で進められているが、シェール・ガスの開発が進むメキシコ湾岸3州のウエイトが増している（表1参照）。

表 1 LNG 輸出・再輸出ターミナルの立地状況

州	地名	立地する企業の例
アラスカ	Kenai	ConocoPhillips Alaska
オレゴン	Jordan Cove	Oregon LNG
		Jordan Cove Energy Project
メリーランド	Cove Point	Dominion Cove Point LNG
ジョージア	Elba Island	Southern LNG
ミシシッピ	Pascagoula	Gulf LNG Liquefaction
ルイジアナ	Lake Charles	Lake Charles Exports
	Cameron	Cameron LNG
テキサス	Sabine Pass	Sabine Pass Liquefaction
	Corpus Christi	Cheniere Marketing
	Freeport	Freeport LNG Expansion
Excelerate Liquefaction		

(注) 立地する企業の輸出認可申請は表 2 を参照。

(資料) U.S. LNG Export and Re-Export Terminals, Dept. of Energy,  
[www.energy.gov/fe/downloads/complete-lng-terminal-status-maps](http://www.energy.gov/fe/downloads/complete-lng-terminal-status-maps) 等。

このように米国の天然ガス・LNG 市場は、シェール・ガス革命によって大きく変わるが、アラスカ州を除く米本土からの LNG 輸出が始まるのは、いまから 2 年後の 2016 年、輸出が本格化するの 2017 年以降となる。

天然ガスの生産増に LNG 輸出増が伴わないのは、LNG 輸出企業がエネルギー省化石燃料局 (DOE/FE) に LNG の FTA 締結国向け輸出認可申請を行ったのが 2010 年 9 月以降、申請が認可されたのが 2012 年 8 月以降となったからである (表 2 参照)。

また、申請が認可されてから始まった液化プラント、輸出ターミナルなど関連施設の完成には数年を要している。

## 2. 37 件の LNG 輸出認可申請

米国では LNG の生産、輸出施設を陸上または州が管理する沿岸に建設する場合は FERC (連邦エネルギー規制委員会) に、オフショアに建設する場合は MARAD (Maritime Administration、運輸省に所属する海洋庁) および沿岸警備隊に許可を求

めなければならない。また、生産された LNG を輸出するためには、エネルギー省化石燃料局から認可を得なければならない。輸出認可の手続きは、輸出先国が、米国と FTA（自由貿易協定）を締結している国か否かによって異なり、申請が認可されるまでの期間にも大きな差がある。

表 2 は、2014 年 3 月 24 日現在でエネルギー省化石燃料局が受理した 37 件の米国本土産 LNG の輸出認可申請とその認可状況を示している。

この表から次のことがわかる。

①37 件の FTA 締結国向けの輸出認可申請を申請年別にみると、2010 年に申請されたものが 2 件、2011 年 5 件、2012 年 14 件、2013 年 15 件、2014 年 1 件と、輸出認可申請は 2012～13 年に集中している。

②37 件の輸出認可申請はすべて FTA 締結国向けの輸出認可を求めているが、このうち FTA 未締結国向けの輸出認可を申請していないのは 6 件にすぎない。各社とも国際市場で価格が安く、輸出量も十分確保される米国産 LNG の輸出先として、FTA 未締結国市場に強い関心を持

っていることがわかる。

③申請された輸出量は FTA 締結国向けが圧倒的に多いというわけではない。その輸出量は日量 385 億立方フィートで、FTA 未締結国向けの 359 億立方フィートをやや上回る程度である。両者が総輸出量 744 億立方フィートをほぼ半々に分け合っており、輸出量からも、FTA 未締結市場の重要性がうかがわれる。

④FTA 締結国向けの輸出申請は、2013 年 12 月以降に申請された 2 件を除きすべて認可されている。しかし、FTA 未締結国向けの輸出認可申請のうち認可されたのは 31 件のうち僅か 7 件にすぎない。残る 24 件はすべて審査中である。

⑤FTA 締結国向けの輸出認可申請は、申請から早いものは 1 ヶ月以内、ほとんどは 2～3 ヶ月で認可されている。これに対して、FTA 未締結国向けの輸出申請が認可されるまでには 2、3 年を要している。

なお、表 2 には書かれていなが、認可された 7 件の FTA 未締結国向け

表2 エネルギー省化石燃料局が受理した米本土産 LNG の輸出認可申請 (2014年3月24日現在)

番号	企業名	輸出量 (日量)	FTA 締結国向け輸出		FTA 未締結国向け輸出	
		単位: Bcf/d	申請年月日	認可年月日	申請年月日	認可年月日
1	Sabine Pass Liquefaction, LLC	2.2	2010.08.11	2010.09.07	2010.09.07	2012.08.07
2	Freeport LNG Expansion, LP and FLNG Liquefaction, LLC	1.4	2010.12.17	2011.02.17	2010.12.17	2013.05.17
3	Lake Charles Exports, LLC	2.0	2011.05.06	2011.07.22	2011.05.06	2013.08.07
4	Carib Energy (USA) LLC	0.03+0.01	2011.06.02	2011.07.27	2011.10.20	審査中
5	Dominion Cove Point LNG, LP	1.0+0.77	2011.09.01	2011.10.07	2011.10.03	2013.09.11
6	Jordan Cove Energy Project, LP	1.2+0.8	2011.09.22	2011.12.07	2012.03.23	2014.03.24
7	Cameron LNG, LLC	1.7	2011.12.21	2012.01.17	2011.12.21	2014.02.11
8	Freeport LNG Expansion, LP and FLNG Liquefaction, LLC	1.4+0.4	2012.01.12	2012.02.10	2011.12.19	2013.11.15
9	Gulf Coast LNG Export, LLC	2.8	2012.01.10	2012.10.16	2012.01.10	審査中
10	Gulf LNG Liquefaction Company, LLC	1.5	2012.05.02	2012.06.15	2012.08.31	審査中
11	LNG Development Company, LLC(d/b/a Oregon LNG)	1.25	2012.05.03	2012.05.31	2012.07.16	審査中
12	SB Power Solutions Inc	0.07	2012.05.07	2012.06.15	申請せず	
13	Southern LNG Company, L.L.C.	0.5	2012.05.15	2012.06.15	2012.08.31	審査中
14	Excelerate Liquefaction Solutions I, LLC	1.38	2012.05.25	2012.08.09	2012.10.05	審査中
15	Golden Pass Products LLC	2.6	2012.08.17	2012.09.27	2012.10.26	審査中
16	Cheniere Marketing, LLC	2.1	2012.08.31	2012.10.16	2012.08.31	審査中
17	Main Pass Energy Hub, LLC	3.22	2012.09.11	2013.01.04	申請せず	
18	CB FLNG, LLC	1.07	2012.09.21	2012.11.21	2012.09.21	審査中
19	Waller LNG Services, LLC	0.16+0.19	2012.10.12	2012.12.20	2013.11.26	審査中
20	Pangea LNG (North America) Holdings, LLC	1.09	2012.11.29	2013.01.30	2012.12.19	審査中
21	Magnolia LNG, LLC	0.54	2012.12.18	2013.02.27	申請せず	
22	Trunkline LNG Export, LLC	2.0	2013.01.10	2013.03.07	2013.01.10	審査中
23	Gasfin Development USA, LLC	0.2	2013.01.11	2013.03.07	2013.01.11	審査中
24	Freeport-McMoran Energy LLC	3.22	2013.02.22	2013.05.24	2013.02.22	審査中
25	Sabine Pass Liquefaction, LLC	0.28	2013.02.27	2013.07.11	2013.02.27	審査中
26	Sabine Pass Liquefaction, LLC	0.24	2013.04.02	2013.07.12	2013.04.02	審査中
27	Venture Global LNG, LLC	0.67	2013.05.13	2013.09.27	2013.05.13	審査中
28	Advanced Energy Solutions, L.L.C.	0.02	2013.08.23	2013.11.14	申請せず	
29	Argent Marine Management, Inc	0.003	2013.08.29	2013.11.06	申請せず	
30	Eos LNG LLC	1.6	2013.08.23	2013.11.26	2013.08.23	審査中
31	Barca LNG LLC	1.6	2013.08.23	2013.11.26	2013.08.23	審査中
32	Sabine Pass Liquefaction, LLC	0.86	2013.09.10	2014.01.22	2013.09.10	審査中
33	Delfin LNG LLC	1.8	2013.10.07	2014.02.20	2013.11.12	審査中
34	Magnolia LNG, LLC	0.54+1.08	2013.10.15	2014.03.05	2013.10.15	審査中
35	Annova LNG LLC	0.94	2013.10.09	2014.02.20	申請せず	
36	Texas LNG LLC	0.27	2013.12.31	審査中	2013.12.31	審査中
37	Louisiana LNG Energy LLC	0.28	2014.02.05	審査中	2014.02.18	審査中
申請輸出量計 (Bcf/d)		74.37	38.51		35.86	

(注) 輸出量は申請書に記載された年間輸出量ではなく、すべて Bcf/d (日量 10 億立方フィート) で示されている。輸出量を A+B で示したものは、A が FTA 締結国向け輸出量、B が FTA 未締結国向け輸出量。ひとつの数値しか示していないものは FTA 輸出と非 FTA 輸出の合計ではなく、両者を含む輸出量の上限を示す。引用した原表には多くの注が書かれているが、本表では割愛した。LLC は limited liability company、LP は limited partnership。

(出所) エネルギー省資料 Applications Received by DOE/FE to Export Domestically Produced LNG from the Lower-48 States (as of March 24, 2014) , <http://www.energy.gov/sites/prod/files/2014/03/f13/Summary%20of%20LNG%20Export%20Applications.pdf> を引用し、FTA 締結国向け輸出および FTA 未締結国向け輸出欄の申請および認可年月日は同資料の審査記録番号 (Docket Number) を筆者が検索して作成した。

輸出申請のうち、最初に認可されたサビーン・パス液化社（Cheniere Energyの子会社）は、2012年8月7日に最終認可を得た（条件付き認可は2011年5月20日付）。しかし、他の6件はすべて条件付認可で最終認可には至っていない。最終認可は、環境審査の完了後に与えられるという<sup>(4)</sup>。認可された7件の輸出量の合計は日量92.7億立方フィートで、FTA未締結国向け輸出量全体の25.9%を占める<sup>(5)</sup>。

### 3. 7件の概要と対日輸出

次に、認可されたFTA未締結国向け輸出申請7件の輸出開始時期、日本への輸出などについてみてみよう。

7件のうち、唯一、最終的に認可されたテキサス州のサビーン・パス液化社（表2の1番）のLNG輸出開始は2015年10月以降と予定され、輸出期間と輸出量は20年間、日量22億立方フィートとされている。

サビーンに続いて2013年5月17日に条件付きで認可された、同じくテキサス州のフリーポート LNG エクスパンション社およびFLNG液化

社（同2番）は、中部電力および大阪ガスが年間440万トンの供給を受ける契約を締結しており、米国産LNGの最初の対日輸出となる。輸出は2017年以降に開始され、輸出期間と輸出量は20年間、日量14億立方フィートである。

3番目に条件付きで認可されたルイジアナ州のレイク・チャールズ輸出社の稼働開始は2018年の予定である。4番目のドミニオン・コープポイント社（メリーランド州、表2の5番）は、住友商事が年間230万トンの調達を契約しており、東京ガス、関西電力等に供給される。これが2番目の対日輸出案件で、2017年の稼働が予定されている。

6番目のキャメロン社（ルイジアナ州、表2の7番）は今年（2014年）2月11日に条件付きで認可された。三菱商事および三井物産が年間800万トンの調達を契約済みで、東京電力等への供給が予定されている。輸出開始は2017年後半となる。

このように、条件付きも含めて認可された7申請のうち、日本はフリーポート、ドミニオン・コープポイントおよびキャメロンの3プロジェ

クトから合計年間 1,500 万トンの LNG を輸入する契約を結んでいる。これは日本の LNG 輸入量の 2 割弱を占める<sup>(6)</sup>。

#### 4. 1938 年天然ガス法の内容

上述のとおり、エネルギー省は天然ガスおよび LNG の貿易を規制し、FTA 締結国と FTA 未締結国に区分しての輸出認可申請を審査している。これは、1938 年天然ガス法 (Natural Gas Act of 1938, 15 U.S.C. § 717b) 第 3 条を根拠にしたものだが、第 3 条は次のとおり a、b、c の 3 項からなる。

a 「許可命令の義務付け」：何人もエネルギー長官<sup>(7)</sup>の認可を得ずに天然ガスの輸出または輸入を行ってはならない。天然ガスの輸出入は公共の利益 (public interest) に合致することを条件に認可される。エネルギー長官の判断によって申請のすべてが認可されない場合、および公聴会等により申請の修正が求められる場合がある。

b 「自由貿易協定 (FTA)」：米国が

内国民待遇を義務付けた FTA を輸入相手国と締結している場合は、①米国が輸入した天然ガスに対して first sale 原則<sup>(8)</sup>を適用し、②エネルギー省は輸入天然ガスを原産地によって不当、不合理かつ不正に差別、ないし優遇してはならない。

c 「迅速な申請・認可プロセス」：b 項の内国民待遇を義務付けた FTA を締結している相手国からの天然ガス輸入、または同相手国への天然ガス輸出は、公共の利益に合致したものとみなされ (shall be deemed to be consistent with the public interest)、かかる輸入または輸出認可申請は、修正または遅滞なく (without modification or delay) 認可される。

エネルギー省のポーラ・ガント石油天然ガス担当次官補が 2014 年 3 月 25 日、下院エネルギー・商業委員会エネルギー・電力小委員会で行った証言<sup>(9)</sup>によると、この c 項の規定は 1992 年エネルギー政策法 (Energy Policy Act of 1992, PL102-486) 第 201 条によって 1938 年天然ガス法に付加されたものである<sup>(10)</sup>。

1992 年は米加 FTA が発効した 1989

年の3年後、NAFTAが発効した1994年の2年前に当たる。天然ガス法で天然ガスの貿易相手国をFTA締結国とFTA未締結国に区分したのは、天然ガス貿易に内国民待遇を保証した米加FTAに、1938年天然ガス法を合致させるためであった<sup>(11)</sup>。

当時、米国は天然ガスの純輸入国であり、輸入の多くをカナダに依存していた。FTA締結前は米国もカナダも数量、価格規制により二国間貿易を制限していたが、オイルショックによってカナダは国内供給を優先し、米国に対する石油、天然ガスの輸出を削減した。1980年代に入ると、カナダは天然ガスの対米輸出を増やそうとしたが、FERC（連邦エネルギー規制委員会）が新たな規制を設けてこれを妨害した。こうした経緯を経て、米加両国はFTAによって石油、天然ガスに対しても、他の産品と同じルールを適用することで合意した<sup>(12)</sup>。

この結果、米加FTAには、①エネルギー産品に係わる二国間貿易の禁止または制限についてはGATT上の規律を遵守する（902条）、②相手国に対する輸出税賦課を禁止する（903

条）、③輸出規制を正当化する条件としてGATT第11条2（a）項または第20条（g）、（i）、（j）項（後述）に加え、輸出比率の確保、輸出価格の維持など新たに3条件を追加する（904条）、を設けた。

米加FTAを受けて、NAFTAではこれらとほぼ同じ条文が、第6章「エネルギーおよび基礎石油化学製品」の603条、604条、605条（605条は米加FTAの904条と全くの同文、ただしメキシコは適用除外）として盛り込まれている。

## 5. 内国民待遇条項の有無

米国が締結したFTAのうち、天然ガス法の第3条b項およびc項で規定された内国民待遇を義務付けたFTAは、オーストラリア、バーレーン、カナダ、チリ、コロンビア、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ヨルダン、韓国、メキシコ、モロッコ、ニカラグア、オマーン、パナマ、ペルーおよびシンガポールの18カ国と締結したFTAである<sup>(13)</sup>。

米国は、イスラエルおよびコスタ



リカとも FTA を締結しているが、これらの FTA は内国民待遇原則が明記されていないため、エネルギー省はこれら 2 カ国向けの輸出認可申請を上記 18 カ国とは別扱いしている。

この結果、エネルギー省は、第 3 条 c 項により、上記 18 カ国向けの米国産天然ガスおよび LNG 輸出は無条件で米国の「公共の利益」に適うものと見なし、輸出認可申請は「修正または遅滞なく」認可される。

米国がこれまで締結した FTA の条文<sup>(14)</sup>をみると、内国民待遇は 2.2 条（ただし、シンガポールとの FTA は 2.1 条、ヨルダンとの FTA は 2.3 条、パナマ、チリおよび CAFTA-DR（中米・ドミニカ共和国）との FTA は 3.2 条、NAFTA は 301 条）に規定されている<sup>(15)</sup>。

これら内国民待遇の規定は、各 FTA によって条文が若干異なる<sup>(16)</sup>が、FTA 締約国は GATT 第 3 条に則して、他の締約国の製品に対して内国民待遇を与え、輸入品と国産品を均等に扱うことを義務付けている。また、GATT ルールに反する輸出入規制および輸出税賦課の禁止の規定も上記各条に続く条文で定めて

いる。しかし、いずれの規定も天然ガスおよび LNG という特定の製品に対する内国民待遇を規定したものではない。この点は、エネルギーに関する独立した章を持つ NAFTA とは全く異なっている。

では、内国民待遇を義務付けた FTA 締結国への輸出が、なぜ米国の公共の利益に合致したものと見なされるのか。その理由は天然ガス法にも示されておらず、前述のガント次官補の証言でも説明されていない。

そもそも内国民待遇は、サービス貿易および政府調達協定を除き、すべての WTO 加盟国に義務付けられている原則である。米国が FTA を締結している相手国はすべて WTO 加盟国であるから、たとえ FTA に内国民待遇の規定がなくても、相手国は内国民待遇の義務を負っている。

仮に FTA 相手国で米国産天然ガスに内国民待遇が与えられていないのであれば、WTO の紛争解決手続を使って、問題を解決すればよいはずである。内国民待遇の有無によって、米国産天然ガスの輸出認可申請の審査方法が異なるのは、WTO 加盟国に差別待遇を禁じた GATT 第 1 条に反

すると考えられる。

## 6. FTA 未締結国向け輸出の審査

FTA を締結していない国に対する輸出認可申請はどのように取り扱われるのだろうか。天然ガス法第3条は何ら規定していないが、ガント次官補は前述の証言で次のように説明している。

①エネルギー省は、FTA を締結していない国に対する輸出認可申請については、公共の利益に関する審査を十分に行う<sup>(17)</sup>。

②公共の利益に関する審査項目は、(1)輸出申請のあった天然ガスに対する米国内需要の状況、(2)天然ガスの米国内供給の充足性、(3)米国のエネルギー安全保障、(4)天然ガスの国内価格を含む米国経済への影響、(5)国際関係<sup>(18)</sup>、および(6)環境への影響、である。

なお、ガント次官補は、これら審査項目は法律で規定されたものではなく、長年の行政経験から出されたものであり、これら項目がすべてという訳ではないとし、輸出認可申請に対する賛否両論者によって提起さ

れた問題も検討の対象になる場合があると強調している<sup>(19)</sup>。

内国民待遇条項を有する FTA を締結した国への輸出が、無条件に米国の公共の利益に合致すると判断されるのに、FTA 未締結国向けの輸出が同様に判断されず、さまざまな観点から審査されるのは、米国産天然ガスを FTA 未締結国向けに輸出することが、米国の公共の利益に反するという判断があるからであろうが、なぜそのように判断されるのか、その説明は関連する文書をも見当たらない。

表2の出所のひとつであるエネルギー省の審査記録(docket)を開いてみると、FTA 未締結国に対する輸出申請には環境保護団体など多数の利害関係者が意見書を提出しているが、FTA 締結国向け輸出申請に対する審査記録には、こうした利害関係者による意見書の提出は全く記録されていない。

輸出されるのは同じ米国産の天然ガスおよび LNG であり、輸血量も内国民待遇条項が規定された FTA の締結国向けよりも遥かに多いというわけではない。従って、輸出が米

国の経済、社会に及ぼす影響も大差はないはずである。それにもかかわらず、FTA 未締結国向けの輸出認可申請に異なる審査基準を設けているのは、GATT 第 1 条の一般的最恵国待遇原則に反するものである。

なお、公共の利益を満たす条件は、エネルギー省が 1984 年に制定した「輸入天然ガスに関する政策ガイドライン」(既に失効)を踏襲したものだといわれる<sup>(20)</sup>。

## 7. GATT 違反の輸出規制

ここまで、FTA の有無による輸出認可の状況とその問題点を検討してきた。しかし、米国のエネルギー省が権限を握り、天然ガス貿易を規制していることにそもそもの問題がある。

GATT 第 11 条「数量制限の一般的廃止」第 2 項 (a) により、①規制される当該産品が輸出国にとって不可欠であり、②危機的な不足を防止するために、③一時的に実施されている場合は、輸出規制は正当化される。しかし、天然ガスは米国にとって不可欠ではあることは言うまでもない

が、いまや危機的な不足状態とは真逆の状態にある。輸出規制も一時的ではなく、1938 年 12 月以降<sup>(21)</sup>、天然ガス法によって継続的に実施されている。

GATT 第 20 条「一般的例外」は、GATT 第 11 条に対する例外措置の採用を認めている。天然ガス・LNG に関係する措置としては、次の 3 項が挙げられる。まず、(g) 有限天然資源の保存に関する措置(ただし、この措置が国内の生産または消費に対する制限と関連して実施される場合に限る)、(i) 国内の加工業に原料の不可欠な数量を確保するための措置(ただし、国内生産品の輸出増加、国内産業の保護のためにこれらの措置を運用してはならない)、そして(j) 供給不足の産品の獲得または分配のために不可欠な措置、である。

これらはいずれも米国の現状から考えて、米国産天然ガスおよび LNG の輸出規制を正当化する理由とはなり得ない。最近では、米国等が提訴した中国のレアアース輸出規制、ボーキサイトなど原材料 9 品目に関する中国の輸出数量制限が GATT 違反と決定されている<sup>(22)</sup>。米国の天然ガ

スおよび LNG の輸出規制措置も、「WTO への提訴者がいれば、ボーキサイトやレアアースと同じ道をたどるに違いない」<sup>(23)</sup>と指摘されている。

米国側にも、これと同様の認識がある。ピーターソン国際経済研究所は2013年2月の報告書(Policy Brief)で、GATT ルールなどを具体的に説明しながら「米国が LNG の輸出を禁止ないし制限することは誤りである」と断言し、未許可の LNG 輸出プロジェクトを計画段階でエネルギー省が認可することによって、天然ガス産業に対する投資を促進し、米国は信頼できる貿易パートナーであることを世界に示すことができると主張している<sup>(24)</sup>。

FTA 未締結国向けの天然ガス・LNG 輸出で最初に最終認可を受けたサビン・パス液化社は2010年9月7日、エネルギー省に輸出認可申請書を提出したが(表2参照)、その申請書を作成したニューヨークの法律事務所 Fulbright & Jaworki LLP は、申請書の冒頭で、「LNG の輸出を規制することは WTO の規律に反し、FTA を結んだ国への輸出を認め、FTA を結んでいない国への輸出は認

めないということは WTO の最恵国待遇原則に反する。従って、われわれは、詳細な公共の利益に関する審査の完了を待たずに、この申請が修正も遅滞もなく認可されるよう要請する」と書いている<sup>(25)</sup>。

## 8. 下院法案の行方

今年3月、「国内繁栄と世界自由法」という変わった名前の法案(H.R.6, the Domestic Prosperity and Global Freedom Act)が下院エネルギー・電力小委員会に提出された。提案者はコリー・ガードナー下院共和党議員(コロラド4区選出、2010年下院議員に就任)で48人の共同提案者がいる。小委員会での審議後、法案は4月9日にエネルギー・商業委員会に回付され、同委員会で審議が続けられることになった。

この法案は、天然ガス法第3条c項にある「内国民待遇を義務付けた FTA を締結している相手国」を「WTO 加盟国」に修正するとともに、2014年3月6日以前に官報に登載された、まだ認可されていない輸出申請を修正せずかつ遅滞なく認可する

よう求めている。

つまり、この法案は米国の天然ガス輸出相手国を FTA 締結国か否か、あるいは FTA に内国民待遇規定があるか否かを問わず、すべての WTO 加盟国への輸出が米国の公共の利益に合致すると認定し、天然ガスの輸出認可申請は修正せずにそのまま、遅滞なく認可する、と条文の内容を変更するものである。しかし、3 条 a 項には変更を加えていないため、エネルギー省の輸出規制権限を撤廃して、GATT ルールに合わせようという意志は法案提出者などにはないようにみえる。

今後の法案審議がどう進むかだが、アプトン・エネルギー・商業委員長は今年 2 月 4 日、自党共和党のスタッフが作成した政策ペーパーを発表し、天然ガスの輸出を推進する方向を鮮明にした<sup>(26)</sup>。これが審議にどう影響していくか注目される。

なお、前述のガント次官補の証言は、この法案審議の一環として行われたものだが、同次官はこの法案が実施されれば LNG の輸出量は大幅に増大すると述べただけで、同法案に対する見解を述べることは差し控え

た。また、2013 年 5 月、エネルギー長官に就任したモニツ MIT 原子物理学・システム工学教授も、具体的な考え方などは明らかにしていない。

一方、産業界では、FTA 未締結国向けの LNG 輸出をめぐる、ダウ・ケミカルとエクソンモービルが業界を二分して対立している。

エネルギー省はサビーナ・パス液化社の FTA 未締結国向け輸出申請を条件付きで認可した後、①LNG 輸出増による国内生産、消費、価格などに関するエネルギー情報庁 (AEI) による影響調査と②民間の経済コンサルティング会社 NERA Economic Consulting による LNG 輸出の米国マクロ経済への影響調査、という 2 つの調査を実施し、その結果を 2012 年 12 月公表した。NERA の調査はすべてのシナリオで、LNG 輸出はネットでみて米国にとって経済的メリットがあるとしたが、ダウ・ケミカルは直ちにこれに反論した。

また同社は LNG の輸出に反対する America's Energy Advantage (AEA) という団体を 2013 年に組織し、活発なロビー活動を展開している<sup>(27)</sup>。全

米鉄鋼労組などともに、AEA は下院法案 H.R.6 に反対しているが、米国化学工業協会 (American Chemistry Council) や全米製造業者協会 (NAM) などは LNG の輸出拡大を支持している。

米国産 LNG の輸入に期待を高められているわが国では、産業界、マスコミなどが米エネルギー省の認可発表を大歓迎しているが、輸出規制の問題などには関心がないようにみえる。また欧州では、ウクライナ危機で環大西洋貿易投資協定 (TTIP) にエネルギー分野を含め、米国産 LNG の輸入を容易にしようという動きも出ていると伝えられる。

米国産 LNG が手に入ることを歓迎しないわけではないが、米国に GATT 規律の遵守を求めることも重要である。同時に、米国産 LNG の輸出拡大が世界にもたらすさまざまな影響にも目配りしていく必要があるろう。

#### 注

- 1) Annual Energy Outlook 2013, U.S. Energy Information Administration.

- 2) 東京ガスの換算表によると、天然ガス 1 立方フィート $\approx$ 0.0283 立方メートル、LNG 1 トン $\approx$ 天然ガス 1,220 立方メートルである。これから換算すると、天然ガス 1 立方メートル $\approx$ 35.33 立方フィート、天然ガス 100 億立方フィート $\approx$ 2.83 億立方メートル、LNG 100 万トン $\approx$ 天然ガス 12.2 億立方メートル $\approx$ 431 億立方フィートとなる。
- 3) <http://alaska.conocophillips.com/what-we-do/natural-gas/lng/Pages/kenai-lng-exports.aspx>
- 4) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) 「米国：キャメロン LNG プロジェクトの非 FTA 向け輸出の承認」2014 年 2 月 12 日付、2 ページ参照。  
[http://oilgas-info.jogmec.go.jp/report\\_pdf.pl?pdf=1402\\_out\\_us\\_washington\\_monthly%2epdf&id=5154](http://oilgas-info.jogmec.go.jp/report_pdf.pl?pdf=1402_out_us_washington_monthly%2epdf&id=5154)
- 5) DOE's Program Regulating Liquefied Natural Gas Export Applications, Statement of Paula Gant, Deputy Assistant Secretary for Oil and Natural Gas, Before the House Subcommittee on Energy and Power, Committee on Energy and Commerce, March 25, 2014.  
<http://www.energy.gov/fe/articles/does-program-regulating-liquefied-natural-gas-export-applications>

- 6) 平成 25 年 5 月 20 日付資源エネルギー庁資源・燃料部「米国フリーポート LNG プロジェクトの輸出承認について」。
- 7) 天然ガス法は the Commission と記されているが、これは連邦取引委員会 (FTC) を意味している。1977 年にエネルギー省が新設され所管が FTC から同省に移された。
- 8) 権利消尽。天然ガスが知的財産権の対象になる製品とは考えられないので、なぜ輸入天然ガスに権利消尽を適用するのか不明。権利消尽とは、特許製品を購入した消費者は特許製品を自由に処分しても、特許侵害にはならないことをいう。
- 9) 注 5 と同じ。
- 10) 法律番号と条番号はエネルギー省化石燃料局作成の How to obtain authorization to import and/or export natural gas and LNG による。同資料はエネルギー省のホームページから入手可能。なお、第 3 条 b 項も米加 FTA の発効と関係するはずだが、b 項がいつ追加されたのかについては他の資料にも書かれていない。
- 11) Hufbauer, Gary Clyde, Allie E. Bagnall, and Julia Muir, Liquefied Natural Gas Exports: An Opportunity for America, Number PB13-6, Peterson Institute for International Economics, Feb. 2013.
- 12) 注 11 に同じ。
- 13) 注 10 の資料などにも同様の記述がある。
- 14) 各 FTA の条文は米通商代表部のホームページに掲載されている。
- 15) エネルギー省はコスタリカとの FTA は内国民待遇を明示していないとしているが、コスタリカが締結した CAFTA-DR には内国民待遇原則が明記されている。このため、エネルギー省がなぜコスタリカを内国民待遇原則が明記されていないイスラエルと同じ扱いをしているのか不明。
- 16) ヨルダン、シンガポールおよびオーストラリアとの FTA では、この内国民待遇原則しか書かれていないが、他の FTA は、第 2 項として直接競合産品ないし代替可能産品に対する地方政府の内国民待遇も規定している。
- 17) エネルギー省が FTA に内国民待遇が規定されていないとするイスラエルとコスタリカに対する輸出も同様の取り扱いを受けるものと思われる。
- 18) すでに輸出承認を得ているサビーン・パス液化社が 2010 年 9 月 7 日にエネルギー省に提出した輸出許可申請に

- よると、国際関係には、米国の国際収支、地政学的利益、貿易および近隣諸国との関係が挙げられている。
- 19) ガント証言の1年前、同じ小委員会でクリストファー・スミス・エネルギー省副長官代理が同一の題名で具体的に証言している。ここに記した①と②は両証言をまとめる形で示した。
  - 20) 杉野綾子「米国・カナダ産 LNG 輸入構想に関する通商法面からの考察」IEEJ、2012年3月掲載、  
<http://eneken.ieej.or.jp/data/4245.pdf>
  - 21) 天然ガス法は1938年6月21日に成立し、その6ヵ月後に施行された。
  - 22) レアアース事件は2014年3月紛争処理小委員会（パネル）が決定、原材料9品目事件は2012年1月上級委員会
- がパネルの判断を支持した報告書を公表した。
- 23) 畠山襄「残された課題－WTO の輸出国偏重」、『季刊国際貿易と投資』No.93、2013年秋号。
  - 24) 注11の資料、17～18ページ。
  - 25) 表2の原典資料からサベーン社の輸出認可申請書を開くことができる。申請書の4～9ページを参照。
  - 26) <http://www.americasenergyadvantage.org/blog/entry/aea-letter-to-committee-on-house-energy-and-commerce-chairman-fred-upton-on>
  - 27) LNG 輸出拡大反対派の活動状況は <http://www.americasenergyadvantage.org/> に詳しい。